

※塗りつぶし：パブリックコメント版から案への修正を行った項目

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
1	4ページ 第1章	(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方 ②国計画の勘案	第2段落、「『地域による包摂の推進』に当たっては、」以降に「刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、」という文章を加筆。
2	5ページ 第1章	(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方 ③立ち直ろうとしている者の意見の反映について	<修正前>③当事者目線の反映について <修正後>③立ち直ろうとしている者の意見の反映について
3	5ページ 第1章	(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方 ③立ち直ろうとしている者の意見の反映について	<修正前> 当事者（過去に犯罪をし立ち直った者（立ち直ろうとしている者））に対してヒアリングを行い、当事者の意見を踏まえた計画とします。 <修正後> 過去に犯罪をし立ち直ろうとしている者（又は立ち直った者）に対してヒアリングを行い、いただいた意見を踏まえた計画とします。
4	8ページ 第1章	SDGsの推進	本計画と関連の強いゴールを記載。
5	12ページ 第2章	1 犯罪の発生状況	グラフを追加 (3) 覚醒剤・麻薬等・大麻の検挙者数と再犯者率
6	16～18 ページ 第2章	3 矯正施設における入所者等の状況について	(4)、(5)、(6)、(7)の統計データに、2022年の数値を反映。
7	18ページ 第2章	3 矯正施設における入所者等の状況について	グラフを追加 (8) 覚醒剤取締法違反により受刑した者の状況
8	19ページ 第2章	3 矯正施設における入所者等の状況について	グラフを追加 (9) 刑事施設入所時に無職である者の状況
9	19ページ 第2章	3 矯正施設における入所者等の状況について	グラフを追加 (10) 成人受刑者の就学状況

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
10	20ページ 第2章	3 矯正施設における入所者等の状況について	グラフを追加 (11) 少年院入院者の就学状況
11	24ページ 第3章 1(1)	現状と課題	第1段落、2行目の統計データを更新（刑事施設入所時に無職である者の割合）。 <修正前>60.1% <修正後>60%
12	24ページ 第3章 1(1)	現状と課題	最終段落、1行目、「実際に雇用している協力雇用主が少ない理由」を修正。 <修正後> <u>登録のある協力雇用主の業種と刑務所出所者等が希望する業種が必ずしも合致する訳ではないことから、さらに協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため、国では、広報活動等により、多様な業種の協力雇用主を確保するための取組が行われています。</u>
13	24ページ 第3章 1(1)	具体的施策	【刑務所出所者等就労支援事業（職場定着支援）】 令和5年度から開始した、協力雇用主の開拓を目的とする新規事業の趣旨を加筆。 <加筆部分> …及び研修会等の開催により協力雇用主の育成等を行い…
14	25ページ 第3章 1(1)	具体的施策	【神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会】 <修正前>再犯のおそれが高い暴力団離脱者 <修正後> <u>社会復帰に困難が伴う暴力団離脱者</u> ※再掲（4(1)）も同様
15	26～60 ページ 第3章	取組事例	実施主体が特定できる取組事例について、タイトルの記載順序を統一。 ※記載順序 【国、県、民間の区分】→取組の名称等→（実施主体）
16	27ページ 第3章 1(1)	取組事例	神奈川県労働局（ハローワーク）の取組事例を追加。

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
17	31ページ 第3章 2(1)	現状と課題	第1段落、2～3行目の統計データを更新（「犯罪時の居住地が県内である者の全世代の再入者率」及び「65歳以上の再入者率」）。 <修正前>55.4% <修正後>51.1% <修正前>72.4% <修正後>63.9%
18	31ページ 第3章 2(1)	現状と課題	第1段落、7行目の「再入者の精神診断の結果」に関する記載を削除。
19	31ページ 第3章 2(1)	具体的施策	【神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進】に、県地域生活定着支援センターの巡回訪問を追加。
20	32ページ 第3章 2(1)	具体的施策	【神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進】に、県地域生活定着支援センターのフォローアップ業務を追加。
21	34ページ 第3章 2(2)	現状と課題	第1段落、3行目、 <修正前> 2021（令和3）年の大麻取締法による検挙者数は、2017（平成29）年に比べて1.5倍に増加している状況です。 <修正後> 覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法による再犯者率は、若干下がっているものの、依然として70%近くで推移しており、他の刑法犯に比べ、高い傾向にあります。
22	35ページ 第3章 2(2)	具体的施策	【市販薬の適正使用の啓発】を追加。
23	35ページ 第3章 2(2)	具体的施策	【依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業】を大柱4から移動。

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
24	36ページ 第3章 2(2)		「かながわ依存症ポータルサイト」と「依存症対応のヒント 家族のためのワークブック」の二次元コードを掲載。
25	37ページ 第3章 2(2)	取組事例	神奈川県立精神医療センターの取組事例を追加。
26	38ページ 第3章 3(1)	現状と課題	第1段落、2行目の統計データを更新（「成人新受刑者のうち高等学校を中退した者の割合」及び「少年院入院者のうち高等学校を中退した者の割合」）。 <修正前>26.2% <修正後>25.5% <修正前>53% <修正後>48.5%
27	39ページ 第3章 3(1)	具体的施策	【大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進】 <修正前>県内の大学生 <修正後>大学生 <修正前>兄・姉の立場から <修正後>兄・姉のような信頼関係を築きながら ※再掲（4(1)、5(1)）も同様
28	40ページ 第3章 3(1)	取組事例	神奈川県警察の取組事例を追加。
29	41ページ 第3章 4(1)	現状と課題	第1段落、7行目、性犯罪の被害が顕在化しない状況について「さらに…」から始まる一文を追加。 <加筆部分> さらに、性犯罪は被害者が被害を訴えにくく顕在化しない事案が多いともいわれています。 ※パブコメ版では、「性犯罪をした者が2年以内に再入所する割合」について記載していたが、削除。

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
30	41ページ 第3章 4(1)	現状と課題	最終段落、5行目、「また…」から始まる一文を追加。 ＜加筆部分＞ また、性犯罪は、被害者に及ぼす心身の影響が大きいことから、引き続き、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止に向けて取り組むとともに、関係機関で連携を図っていく必要があります。
31	42ページ 第3章 4(1)	具体的施策	【性犯罪をした者への対応】を追加。
32	45ページ 第3章 5(1)	現状と課題	第1段落、4行目、民間協力者だけでなく皆で支えていく趣旨とするため、「国、県、市町村や関係機関」を加筆。 ＜修正後＞ …極めて重要な役割を果たしており、 <u>国、県、市町村や関係機関、民間協力者等の皆で対象者を支えていくことが大切です。</u>
33	45ページ 第3章 5(1)	現状と課題	第2段落、6行目、弁護士に関する記載を追加。 ＜加筆部分＞ …刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士…
34	45ページ 第3章 5(1)	現状と課題	最終段落、3行目、「また…」以降、 ＜修正前＞当事者へのヒアリング ＜修正後＞立ち直ろうとしている者へのヒアリング

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
35	45ページ 第3章 5(1)	現状と課題	最終段落、7行目、 ＜修正前＞保護司の担い手の確保につながるよう取り組むとともに ＜修正後＞保護司の担い手の確保や活動支援に取り組むとともに
36	52ページ 第3章 5(2)	具体的施策	【ホームページにおける再犯防止の取組の周知】に、依存症などの相談先を周知する旨を加筆。 ＜加筆部分＞…依存症などの相談先を掲載し、周知するとともに…
37	52ページ 第3章 5(2)		第73回“社会を明るくする運動”の広報用ポスターを掲載。
38	55ページ 第3章 5(2)	取組事例	神奈川県社会福祉協議会の取組事例を追加（※掲載準備中）。
39	56ページ 第3章 6(1)	現状と課題	第2段落、5行目「また…」以降、「地域による包摂の推進」について追加。 ＜加筆部分＞ また、刑事司法手続き後も、国、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が相互に連携することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境が大切です。
40	56ページ 第3章 6(1)	具体的施策	最終段落、6行目、「また…」以降、 ＜修正前＞当事者ヒアリング ＜修正後＞立ち直ろうとしている者へのヒアリング
41	56ページ 第3章 6(1)	具体的施策	【再犯の防止等の推進に関する担当者研修会の開催】 ＜修正前＞更生保護関係機関 ＜修正後＞国機関、県、民間協力者等、再犯防止に関わる団体

通し 番号	ページ ・柱	項目	修正後の内容等
42	60ページ 第3章 6(1)	取組事例	横浜保護観察所の取組事例を追加。
43	62ページ 第3章	神奈川県、関係機関等における入口支援の取組	地域生活定着支援センターの取組事例に、支援ルートに関する記事を追加。
44	64ページ 第3章	神奈川県、関係機関等における入口支援の取組	「神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携した取組」を追加。
45	73ページ 第5章	用語の説明	用語に「刑事司法手続」を追加。
46	77ページ 第5章	計画の改定経緯 2 立ち直ろうとしている者へのヒアリング	<修正前> 2 当事者からのヒアリング <修正後> 2 立ち直ろうとしている者へのヒアリング
47	77ページ 第5章	計画の改定経緯 2 立ち直ろうとしている者へのヒアリング (1) 目的	<修正前> 当事者 <修正後> 過去に犯罪をし立ち直ろうとしている者
48	77ページ 第5章	計画の改定経緯 2 立ち直ろうとしている者へのヒアリング (2) 対象	<修正前> 過去に犯罪（薬物使用、窃盗等）をし、現在は立ち直りを図る者及び立ち直りの支援に携わる者 <修正後> 過去に犯罪（薬物使用、窃盗等）をし立ち直ろうとしている者（又は立ち直った者）